



長野県報

10 月 27 日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 654 号

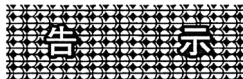
目次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市・まちづくり課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公 告

農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（農業政策課）	3
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	4
開発行為に関する工事の完了（2 件）（都市・まちづくり課）	4



長野県告示第446号

令和 7 年11月27日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

令和 7 年10月27日

長野県知事 阿 部 守 一

財 政 課

長野県告示第447号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 7 年10月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢7253 の 276、7253 の 295 から 7253 の 297 まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第448号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
小県郡長和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
(1) 市街化区域
令和4年長野県告示第293号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市大字和田の一部を加える
(2) 市街化調整区域
松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所及び松本市役所

都市・まちづくり課

長野県飯田建設事務所告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年11月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月27日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃和田485番の5地先から 飯田市南信濃和田583番の4地先まで	旧	m 12.1～17.6	km 0.2000
同上	新	12.1～17.6	0.2000

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第 9 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和 7 年11月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 7 年10月27日

長野県大町建設事務所長 柳 澤 豊 茂

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 奉納中土停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡小谷村大字中土1937番の 2 地先から 北安曇郡小谷村大字中土1910番の 2 地先まで	旧	m 5. 8 ～ 14. 9	km 0. 1100
同 上	新	8. 5 ～ 14. 9	0. 1100

道路管理課

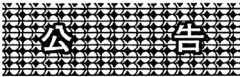
長野県飯田建設事務所告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和 7 年11月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 7 年10月27日

長野県飯田建設事務所長 折 井 克 壽

- 1 路 線 名 418号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡売木村331番の 1 地先から
下伊那郡売木村294番の 1 地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和 7 年11月 1 日

道路管理課



公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。
なお、変更区域に係る図面は、松本市役所において縦覧に供します。
令和 7 年10月27日

長野県知事 阿 部 守 一

農業振興地域名	変 更 区 域	変更面積 (ha)	
		増	減
松 本	松本市和田地区	－	6